

# ○琉球大学学術リポジトリ登録細則

(平成18年11月10日制定)

改正 平成31年3月28日 令和3年3月4日

## (趣旨)

第1条 この細則は、琉球大学学術リポジトリ規程第9条の規定に基づき、琉球大学学術リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)への学術研究成果等の登録手続に關し必要な事項を定める。

## (登録)

第2条 この細則において「登録」とは、学術研究成果等の電子形態への媒体変換、リポジトリへの蓄積及び公開に當たって必要な書誌情報の付与を登録資格者が自ら行うことをいう。

## (登録者認証ID及びパスワードの申請)

第3条 登録資格者は、学術研究成果等の登録に先立ち、別紙様式により申請を行い、認証ID及びパスワードの発行を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、琉球大学研究者データベース運用管理規程第12条に定めるユーザー登録がなされているときは、当該ユーザー登録申請をもって、前項の申請に代えることができる。

## (登録の代行)

第4条 登録資格者は、登録を琉球大学学術リポジトリ運営委員会(以下「リポジトリ運営委員会」という。)に代行させることができる。

## (雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に關し必要な事項は、リポジトリ運営委員会が別に定める。

## (改廃)

第6条 この細則の改廃は、リポジトリ運営委員会の議を経て委員長が行う。

## 附 則

この細則は、平成18年11月10日から施行する。

## 附 則(平成31年3月28日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則(令和3年3月4日)

この細則は、令和3年3月4日から実施する。

## (別紙様式)

琉球大学学術リポジトリ登録者認証ID及びパスワード発行申請書

[別紙参照]